

けいはんな学研都市交流活性化助成金募集要項

けいはんな学研都市活性化促進協議会

【(公社) 関西経済連合会、京都府、大阪府、奈良県、京田辺市、木津川市、
精華町、(公財) 関西文化学術研究都市推進機構、(株) けいはんな、
(独) 都市再生機構 西日本支社、(公財) 国際高等研究所、
(株) 島津製作所 基盤技術研究所】

けいはんな学研都市交流活性化助成金募集要項

■目的

地域団体・NPO 団体等が、京都府立けいはんなホール等の施設を利活用して実施する、関西文化学術研究都市の交流活性化に寄与する文化活動、学術活動及び地域振興に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で助成を行うものです。

■助成対象事業

平成27年6月1日から平成28年3月31日までに実施される以下のすべての事項に該当する事業とします。

- ① 学研都市の文化、学術及び地域の振興に寄与する事業
- ② 学研都市の活性化に資する事業
- ③ 営利を目的としない事業

■助成対象経費

会場使用料、設備・備品使用料および設備・備品使用に係る経費、広告宣伝料、講師謝金

■助成金の額

- ・助成対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数は切り捨て）
- ・限度額100,000円

ただし、対象経費に助成率を乗じて得た額、又は助成金の対象経費から入場料その他事業実施に伴う収入を引いて得た額、若しくは助成金の限度額、各々を比較していずれか少ない額とします。

■応募方法

助成金交付申請事業実施日の一ヶ月前までに、以下に掲げる書類を添付して郵送提出してください。

- ① 開催要項又はこれに準ずる資料
- ② 活動趣意書又は団体概要資料
- ③ その他協議会が必要と認めた資料

〔提出先〕 〒619-0237

京都府相楽郡精華町光台一丁目7

けいはんなプラザ交流棟3階 (株)けいはんな内

けいはんな学研都市活性化促進協議会事務局宛

■ 審査及び交付決定

けいはんな学研都市交流活性化助成金審査委員会で審査し、申請内容が適切であると認めるときは、けいはんな学研都市交流活性化助成金交付決定通知書により通知します。

■ 助成金交付申請書配置場所

けいはんなプラザ、京田辺市企画調整室、木津川市学研企画課、精華町企画調整課、京都府文化学術研究都市推進課及び、けいはんな学研都市活性化促進協議会参画団体の各窓口

〔ホームページ〕

以下のホームページから募集要項をダウンロードしていただけます。

- 京都府トップページから「けいはんな学研都市」を検索
- 京田辺市、木津川市、精華町の各トップページから「新着情報」内を検索

■ 問い合わせ：けいはんな学研都市活性化促進協議会事務局

京都府相楽郡精華町光台一丁目7

けいはんなプラザ交流棟3階 (株)けいはんな内

0774-95-5034 (ダイヤルイン)

平日9時から12時まで、13時から17時まで

けいはんな学研都市交流活性化助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域団体・NPO団体等（以下「団体等」という。）が、京都府立けいはんなホール等の施設を利活用して、関西文化学術研究都市（以下「学研都市」という。）の交流活性化に寄与する文化活動、学術活動及び地域振興に要する経費の一部を、けいはんな学研都市交流活性化助成金（以下「助成金」という。）として予算の範囲内で交付することにより、けいはんな学研都市活性化促進協議会規約（平成21年1月8日施行）第1条に規定する趣旨に沿って推進していくことを目的とする。

(助成金の対象等)

第2条 前条の団体等は、当該団体等の目的が文化活動、学術活動及び地域振興を主たるものとし、かつ、学研都市内において文化、学術及び地域の振興に寄与することができる団体等とする。

2 助成金の対象となる事業は、前項の団体等が行う次の各号に掲げる要件をすべて満たした事業とする。ただし、けいはんな学研都市活性化促進協議会（以下「協議会」という。）が特に必要と認めた事業はこの限りでない。

- (1) 学研都市の文化、学術及び地域の振興に寄与する事業。
- (2) 学研都市の活性化に資する事業。
- (3) 営利を目的としない事業。

(助成金の対象経費等)

第3条 助成金の対象経費は、会場使用料、設備・備品等使用料及び設備・備品使用に係る経費、広告宣伝料、講師謝金とする。

2 1事業あたりの助成率は助成金の対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。）、助成金の限度額を100,000円とする。ただし、協議会が特に必要と認める事業については、この限りでない。

3 助成金の額は、助成金の対象経費に助成率を乗じて得た額、又は助成金の対象経費から入場料、補助金（類するものを含む）、協賛金、広告料収入その他事業実施に伴う収入（団体等の構成員から徴収する会費等自己負担額を除く）を引いて得た額、若しくは助成金の限度額、各々を比較して、いずれか少ない額とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするものは、協議会が別に定める期限までに、けいはんな学研都市交流活性化助成金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、協議会に提出しなければならない。

- (1) 開催要項又はこれに準ずる資料
- (2) 活動趣意書又は団体概要資料
- (3) その他協議会が必要と認めた資料

(助成金の交付決定通知)

第5条 協議会は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、けいはんな学研都市交流活性化助成金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 助成金の交付決定を受けたものは、事業終了後、2か月以内又は助成金の対象事業の終了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までにけいはんな学研都市交流活性化施設利用実績報告書(別記様式第3号)により次の各号に掲げる書類を添付し、協議会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 会場使用料等支払領収書(原本)

(助成金の額確定)

第7条 協議会は、前条の実績報告書を受理したときは、実績報告書等の書類を審査し、適切であると認めたときは助成金の額を確定し、助成金の交付決定したものにけいはんな学研都市交流活性化助成金確定通知書(別記様式第4号)を通知するものとする。ただし、助成金の確定した額と交付決定額とに差が生じないときは、当該通知を省略することができる。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により助成金の額が確定し、助成金の確定通知書を受けたものは、けいはんな学研都市交流活性化助成金請求書(別記様式第5号)を協議会に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び助成金の返還)

第9条 協議会は、助成金の交付決定を受けたものが偽りの申請その他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、助成金の交付を取り消し、けいはんな学研都市交流活性化助成金返還通知書(別記様式第6号)により通知しなければならない。

2 助成金の交付決定を受けたものは、前項の規定により助成金の交付を取り消されたときは、その助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月6日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

けいはんな学研都市活性化促進協議会

座長 阿部 孝次 様

団体名

代表者住所

氏名

印

（電話番号

）

けいはんな学研都市交流活性化助成金交付申請書

けいはんな学研都市交流活性化助成金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 事業名	
2 事業の内容	
3 利用施設	
4 事業実施日	年 月 日（曜日）
5 交付申請額 （積算内訳 別紙）	金 _____ 円
6 添付書類 （1）開催要項又はこれに準ずる資料 （2）活動趣意書又は団体概要資料 （3）その他協議会が必要と認めた資料	

別記様式第1号（第4条関係）別紙

収入の部

区 分	予 算 額	内 訳
けいはんな学研都市 交流活性化助成金	円	
入場料	円	円× 人
補助金 (類するものを含む)	円	
協賛金	円	
広告料収入	円	
自己負担額	円	
その他	円	() 円
計	円	

支出の部

区 分	予 算 額	内 訳
会場費	円	会場使用料 円 設備・備品等使用料 円 その他 () 円
広告宣伝料	円	印刷費 円 ポスター、チラシ 円 チケット 円 プログラム 円 その他 () 円
講師謝金	円	
事務費	円	
その他	円	() 円
計	円	

年 月 日

様

けいはんな学研都市活性化促進協議会
座長 阿部 孝次

けいはんな学研都市交流活性化助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった事業については、けいはんな学研都市交流活性化助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり助成金を交付します。

記

1 事業名	
2 事業の内容	
3 利用施設	
4 事業実施日	年 月 日（曜日）
5 交付決定額	金 _____ 円

年 月 日

けいはんな学研都市活性化促進協議会

座長 阿部 孝次 様

団体名

代表者住所

氏名

印

（電話番号

）

けいはんな学研都市交流活性化施設利用実績報告書

けいはんな学研都市交流活性化助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告いたします。

記

1 事業名	
2 事業の内容	
3 利用施設	
4 事業実施日	年 月 日（曜日）
5 交付決定額 （収支決算別紙）	_____ 円
6 添付書類 （1）事業報告書 （2）会場使用料等支払領収書（原本）	

別記様式第3号（第6条関係）別紙

収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	内 訳
けいはんな学研都市 交流活性化助成金	円	円	
入場料	円	円	円 × 人
補助金 (類するものを含む)	円	円	
協賛金	円	円	
広告料収入	円	円	
自己負担額	円	円	
その他	円	円	() 円
計	円	円	

支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	内 訳
会場費	円	円	会場使用料 円 設備・備品等使用料 円 その他() 円
広告宣伝料	円	円	印刷費 円 ポスター、チラシ 円 チケット 円 プログラム 円 その他() 円
講師謝金	円	円	
事務費	円	円	
その他	円	円	() 円
計	円	円	

年 月 日

様

けいはんな学研都市活性化促進協議会
座長 阿部 孝次

けいはんな学研都市交流活性化助成金確定通知書

年 月 日付で交付決定した下記事業に係るけいはんな学研都市交流活性化助成金については、けいはんな学研都市交流活性化助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので、通知します。

記

1 事業名 _____

2 助成金交付決定額 _____ 円

3 助成金確定額 _____ 円

年 月 日

けいはんな学研都市活性化促進協議会

座長 阿部 孝次 様

団体名

代表者住所

氏名

印

（電話番号

）

けいはんな学研都市交流活性化助成金請求書

けいはんな学研都市交流活性化助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり助成金を請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込依頼先

振込金融機関名・ 店名	銀行 信用金庫 農協	店
口座種別	普通	当座
口座番号 (右づめ)		
フリガナ		
口座名義		

年 月 日

様

けいはんな学研都市活性化促進協議会
座長 阿部 孝次

けいはんな学研都市交流活性化助成金返還通知書

年 月 日付けで申請のあった、けいはんな学研都市交流活性化助成金については、下記の理由により助成金の交付を取り消しましたので、けいはんな学研都市交流活性化助成金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

なお、同要綱第9条第2項の規定により、下記に記載する助成金の返還を求めます。

記

（理由）

（金額） _____ 円